④　配置予定の監理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑤　未経験の主任（監理）技術者を配置する際の申請時の内容に虚偽の申請を行った場合には「工事成績評定」から最大８点の減点を行う。

⑺　申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑻　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

⑽　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。また入札説明書に示す発注支援業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者、当該受託者の担当技術者の出向・派遣元、及び当該受託者の担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

入札参加者は、価格及び技術提案並びに施工体制をもって入札を行い、⑴の要件に該当する者のうち、⑵によって得られる標準点と加算点及び施工体制評価点の合計を入札価格で除した数値（以下、評価値という。）の最も高い者（複数存在する場合は、⑶による。）を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当と認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

⑴　評価対象要件

①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

②　発注者における要求要件を実現できると認められること。

③　評価値が標準点を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。

⑵　本工事の総合評価落札方式の加算点については、発注者における要求要件を実現できると認められる企業に標準点100点を付与する。技術提案を行った企業に対しては、技術提案書及び資料等の内容に応じ加算点を最大65点付与する。施工体制評価点は、入札説明書に定めるところにより最大30点与える。加算点及び評価方法は、入札説明書のとおり。

⑶　評価値の最も高い者が２人以上ある時は、当該者に紙くじ又は電子くじを実施のうえ落札者を決定する。

⑷　評価値は以下の算定式で評価する。

評価値＝｛標準点＋加算点＋施工体制評価点｝÷入札価格

⑸　技術提案資料は、入札説明書に基づき作成し提出するものとする。

⑹　技術提案の採否については、競争参加資格の確認結果に併せて通知する。その際、技術提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して行う。なお、技術提案を提出したが適正と認められなかった者は、その理由に対して、苦情の申し立てを行うことができる。

⑺　実施上の留意事項

①　受注者により技術提案された内容に対して、受注者の責により提案が履行できない場合は、「請負工事成績評定」の減点を行う。

②　減点の範囲は最大10点とし、その範囲は入札説明書のとおりとする。

また、履行確認において虚偽の履行確認に係る資料提出等不誠実な行為をした場合は、「請負工事成績評定」から最大20点の減点を行う。

③　請負者の責により技術提案が履行されない場合は、技術評価点の見直しを行い、当初の技術評価点から減点割合に応じて、違約金を徴収する。ただし、違約金額は請負価格の10％を上限とする。

④　受注者の責により提案が履行できない場合とは、災害またはその他特別な事情がある場合以外のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

⑻　ＩＣＴ活用施工に掛かる提案　ＩＣＴ活用施工に掛かる技術については、本工事では総合評価落札方式における「技術提案」における評価の対象外とする。但し、ＩＣＴ活用施工に掛かる技術を応用（別の技術を組み合わせて効果を高める、または別の効果を発現する等を含む）した技術提案については、その応用部分（付加的な内容）についてのみ評価対象とする。

⑼　その他

①　技術提案については、その後の工事においてその内容が一般的に使用されている状態となった場合には、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

②　技術提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する請負者の責任が軽減されるものではない。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒460―8517 名古屋市中区丸の内二丁目１番36号ＮＵＰ・フジサワ丸の内ビル　中部地方整備局総務部経理調達課契約管理係　浅井　綾夏　電話052―209―6317

⑵　入札説明書の配付期間、場所及び方法

入札説明書を入札情報サービス（https://www.pas.ysk.nilim.go.jp/）より配付する。

配付期間は令和７年１月９日から令和７年２月28日まで

ただし、書面による配付を希望する場合は、あらかじめその旨を以下へ申し込みを行った上で、以下の期間、場所にて無償で配付する。

期間：令和７年１月９日から令和７年２月28日まで

場所：上記４⑴

⑶　申請書の提出期間、場所及び方法　令和７年１月９日から令和７年１月24日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、８時30分から18時00分（最終日は16時00分）まで、電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得て持参する場合は、令和７年１月９日から令和７年１月24日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時30分から18時00分（最終日は16時00分）までとする。場所は上記４⑴に同じ。

⑷　入札、開札の日時及び場所並びに入札書及び資料の提出方法　入札書及び資料は、電子入札システムにより令和７年２月28日12時00分までに提出すること。ただし、発注者の承諾を得て、紙により持参又は郵送する場合は、令和７年２月28日12時00分必着にて、中部地方整備局総務部経理調達課へ提出すること。

開札は、令和７年４月10日10時00分、中部地方整備局（丸の内庁舎）入札室にて行う。

⑸　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

期間：令和７年１月27日９時30分から令和７年２月28日12時00分まで（利付国債の提供の場合は令和７年２月14日12時00分まで）

場所：上記４⑴

方法：持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

５　その他

⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行名古屋支店）

ただし、利付国債の提供（取扱官庁　中部地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁　中部地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。

また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。